

令和 7 年度むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 2 8 日

むつ市告示第 1 4 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難路等の通行障がいの防止を図り、もって震災に強いまちづくりに資することを目的として、既存のブロック塀等の耐震改修工事又は除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内において、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和 6 1 年規則第 1 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急輸送道路 避難及び救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、青森県地域防災計画に定められた第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路及び市が緊急輸送道路に準じるものとして地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する一般国道並びにこれらを連絡する幹線的な道路をいう。
- (2) 避難路 通学路又は一般の通行の用に供しており、ブロック塀等が倒壊した場合において避難所へ至る経路の過半が閉塞される恐れがある道路（私道を除く。）若しくはその他市長が認めたものをいう。
- (3) ブロック塀等 市内に存する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）、石塀、れんが塀その他これらに類する塀及び門柱をいう。
- (4) 耐震診断 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」（平成 3 0 年 6 月 2 1 日付国住指第 1 1 3 0 号国土交通省建築指導課長通知）を用いて、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (5) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会が発行した「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づいて耐震技術者の設計によ

り行われるブロック塀等の改修をいう。

- (6) 耐震技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の規定による建築士若しくは公益社団法人日本エクステリア建設業協会が制定したブロック塀診断士の資格を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有すると求められる者をいう。
- (7) 耐震改修計画 耐震改修を行う計画であって、耐震技術者の設計に係るものをいう。
- (8) 耐震改修工事 第5号に規定する耐震改修に係る工事であって、耐震技術者が耐震改修計画を作成し、工事監理を行うものをいう。
- (9) 除却工事 耐震診断の結果、不適合の項目があったブロック塀等を除却する工事（工事により生じたがれき等の処分を含む。）をいう。ただし、門柱（補強コンクリートブロック造を除く。）並びに補助対象塀の基礎及び土留めを除却する工事は含まない。

（補助対象塀）

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象塀」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 緊急輸送道路又は避難路の沿道に存するものであること。
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (3) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。ただし、除却する場合を除く。
- (4) ブロック塀等が接する地盤面のうち、低い側からの高さ（基礎を含む。）が80センチメートル以上であって、かつ、ブロック塀等が3段積み以上のものであること。
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助の対象となった耐震改修を行っていないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に存する補助対象塀の所有者又はその親族であって、当該敷地を所有し、又は取得することを予定している者（以下「所有者等」という。）で、個人であること。
- (2) 所有者等が市税等を滞納していないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象塀の耐震改修工事又は除却工事とする。ただし、次に掲げる工事は補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) フェンス、門扉、生垣等の工事
- (3) 市又は国の他の制度に基づく補助金等の交付を受けた工事又は受ける予定の工事
- (4) 耐震改修工事の場合において、当該工事後に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に適合しないもの

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する工事費（除却工事を行う場合にあっては除却工事費）とし、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

- 2 補助対象経費の合計額は、1メートル当たりの単価8万円を補助対象工事を行うブロック塀等の総延長に乗じて得た額を限度とする。
- 3 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てた額）又は24万円のいずれか少ない額とする。

（施工業者）

第7条 補助対象工事に係る施工業者は、市内に本店若しくは支店を置く法人又は市内に住所を有する個人事業者とする。

- 2 施工業者は、第三者に対し、工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 施工業者は、適切かつ適法に工事を行わなければならない。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対

象工事等に関する契約の締結前にむつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類等の写し（原本照合）
- (2) 所有者全員の工事同意書（様式第 2 号）
- (3) 代理申請の場合にあつては、委任状（様式第 3 号）
- (4) 各種公的支給及び補助申請に関する申出書（様式第 4 号）
- (5) 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書又は土地登記全部事項証明書（表題部、権利部が明示されているもので、発行から 3 か月以内のもの）の写し等補助対象塀が存する土地等の所有者を確認できる書類
- (6) 所有者全員の市税等に関する証明願（様式第 5 号）
- (7) 工事見積書の写し（内訳明細がわかるものに限る。）
- (8) 設計図書のうち案内図、配置図、立面図及び耐震改修計画等工事概要がわかる図面
- (9) 耐震改修計画（耐震改修工事の場合に限る。）
- (10) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の申請の受付期間は、令和 7 年 6 月 9 日から同年 1 1 月 2 8 日までとし、予算の範囲内において、先着順で受け付けるものとする。

（補助金の交付の決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金を交付することを決定した場合にあつては、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあつては、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第 7 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 10 条 規則第 5 条の規定による条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、当該理由が生じた日から 1 5 日以内にむつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 8 号）に

変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出してその承認を受けること。
ただし、前条に規定する補助金交付決定通知書に記載された金額を増額することはできないものとする。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 交付決定者は、補助事業で取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで処分したことにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を納付すること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しておくこと。

2 前項第1号の規定による補助金の変更、中止又は廃止の承認を行った場合は、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（状況報告）

第12条 市長は、補助金の交付決定後、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況に関し交付決定者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

2 前項の報告は、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業状況報告書（様式第10号）によるものとする。

（完了確認）

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業工事完了報告書（様式第11号）を市長に提出し、現場確認を受けるものとする。

2 市長は、前項に規定する現場確認を実施した場合は、その結果をむつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業工事完了確認通知書（様式第12号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、前条第2項の確認通知書を受領したときは、むつ市ブロ

ック塀等耐震改修促進支援事業完了実績報告書（様式第１３号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (3) 工事写真（補助対象工事の部分又は部位ごとに着工前、施工中及び完成の状況を撮影したもの）
- (4) 耐震改修計画のとおり耐震改修工事を行ったことを、工事監理者（耐震技術者に限る。）が証した書類（耐震改修工事の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要があると認める書類

２ 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は令和８年２月２０日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第１５条 市長は、前条第１項の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の書類の審査等により交付すべき補助金の額を確定し、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第１４号）により当該交付決定者に通知するものとする。

２ 市長は、前条第１項の規定による実績報告について、必要があると認めるときは、交付決定者、施工業者等に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

３ 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう交付決定者に指示することができる。

（補助金の請求等）

第１６条 補助金の請求は、前条第１項の通知を受けた後において、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金請求書（様式第１５号）を市長に提出して行うものとする。

２ 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から３０日以内に補助金を支払うものとする。

３ 補助金は、口座振替により交付する。

（補助金の交付の決定の取消し）

第１７条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

補助金の交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により、その旨を交付決定者に対し通知するものとする。

3 前2項の規定は、第15条第1項の規定により補助金の額が確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてむつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金返還命令書（様式第17号）により、その返還を命ずるものとする。

2 交付決定者は、前項の返還を命ぜられたときは、むつ市ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金返還命令書に記載された期限内に当該補助金を返還するものとする。

（財産の処分の制限を受ける期間）

第19条 規則第20条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間（耐震改修工事の場合に限る。）は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省発第74号建設事務次官通知）別表第2に準じるものとし、補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

2 前項に定める期間において、交付決定者は、市長から補助金の交付を受けたブロック塀等の管理状況の報告を求められたときは、市長に報告しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行する。